



厚生労働省

山口労働局

萩労働基準監督署 **Press Release**

報道関係者各位

令和7年7月18日（金）

【照会先】

萩労働基準監督署

監督・安衛課長 井本 洋平

電話 0838-22-0750

労働安全衛生法違反被疑事件の書類送検について

萩労働基準監督署（署長 佐治 康弘）は、令和7年7月18日、安田ブルトーザ開発株式会社ほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで山口地方検察庁に書類送検しました。

1 被疑者

(1) 安田ブルトーザ開発株式会社

所在地：山口県宇部市

(2) 同社 代表取締役A

2 違反条文

被疑者安田ブルトーザ開発株式会社、被疑者代表取締役Aともに、
労働安全衛生法違反

同法第100条第1項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

同法第120条第5号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 事件の概要

令和7年3月12日、山口県阿武郡阿武町にある工事現場において、クレーン仕様のドラグ・ショベルでつり上げていたコンクリート製の蓋が安田ブルトーザ開発株式会社の労働者の右足に落下して、負傷し、休業4日以上を加療を要する労働災害が発生した。

同社の代表取締役Aは、当該労働災害に係る労働者死傷病報告を、遅滞なく、萩労働基準監督署長に提出しなかったものである。

< 参照条文 >

【労働安全衛生法】

(報告等)

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(罰則)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

(罰則)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【労働安全衛生規則】

(労働者死傷病報告)

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒(以下「労働災害等」という。)により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一 労働保険番号(建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号)
- 二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
- 三 常時使用する労働者の数
- 四 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称
- 五 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
- 六 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称
- 七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者が労働災害等により死

亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかの別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号

八 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位

九 休業見込期間又は死亡日時

十 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者を除く。)である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分

十一 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

十二 報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場／局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



ひと、くらし、あらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署